セクハラ・パワハラ…の境界線

これって

佐藤みのり法律事務所弁護士佐藤みのり パワハラ後の対応で、 新たなパワハラが! ハラスメントになることを おそれて、職場でのコミュ ーションが萎縮して そこで、様々な裁判 例を诵じて、違法なハラス メントになる境界線を探り ます。

共同不法行為とされた事例 従業員の暴力とその後の会社の対応が

第63回

参考判例/名古屋高裁2008年1月29日判決 (原審) 名古屋地裁2006年9月29日判決

ける必要があるのでしょうか。 不尽とも思われる主張を繰り返し 員は、時に感情的になったり、理 たりすることがあります。 会社は、どのような対応を心が ハラスメント被害を訴える従業

◇ 暴行のきっかけ ◇

ており、 品販売店の店長代行として勤務し Aさんは、X社の経営する衣料 その店の店長はBさんで

> たこともあり、日頃から他の従業 員より厳しく接していました。 長の資格を取得するのが遅れてい Bさんは、Aさんが通常より店

書き添えました。 等を記載する日誌に「店長へ」と 摘する記載をし、その横に「処理 しておきましたが、どういうこと して、Bさんの仕事上の不備を指 Aさんは、従業員間の連絡事項 反省してください」と

にさらし者にされた〟と感じ、A これを見たBさんは、、Aさん

> 受け、一部の病院に通院したり、 だ」などと言い、鼻で笑うような え、複数の病院の診療科で検査を は一切取り合いませんでした。 Aさんに謝罪しましたが、Aさん 員の仲裁で暴行は収まりました。 きをしたりしました。パート従業 やロッカーに打ち付けたり、頭突 高し、Aさんの頭部や背部を板壁 態度を示したことで、Bさんは激 しょう? どうしようもない人 上司の立会いのもと、Bさんは Aさんはさまざまな不調を訴

診断書を交付されたりしました。

◇ 2度目のトラブルと訴訟提起 ◇

ました。また、労災申請手続きを 進めることにしました。 Aさんは、警察に被害届を出し

停止されました。 ず、給与全額分の支給をいったん したが、Aさんはこの求めに応じ 1回診断書を提出するよう求めま 全額を支給することにして、毎月 X社は、Aさんの療養中、給与

ること」「休養加療を要すること」 連してPTSDの状態を呈してい し、「Bさんによる暴行事件に関 その後、Aさんは精神科を受診

> しました。 当となったCさんは、給与全額の 支給や傷病見舞金の手続きなどを した。そこで、Aさんへの対応担 を記した診断書をX社に送付しま

求めました。 Aさんが「2回目で

さんを休憩室に呼びつけ、説明を

んでした。 続き等に必要な書類を提出しませ われている」と伝え、労災申請手 の話をしたりしてはいけないと言 した。しかし、Aさんは「医者か し、診断書の提出や面談を求めま Cさんは、何度もAさんに電話

けました。 ぶち殺そうかお前。 は「いいかげんにせいよ、お前。 に及び、その会話のなかでCさん 暴力事件の報告書の開示などを求 Cさんに電話し、X社内における よ」などと声を荒げながら申し向 めました。この電話は2時間以上 そのようななか、Aさんは自ら 調子に乗るな

ました。 れ、病院で30分程度休んで帰宅し 分が悪くなり、救急車で搬送さ Aさんは、この電話の直後に気

程度で済んだところ、心理的要因 怪我だけであれば治療期間6か月 を提起しました。なお、Aさんは、 んを相手取り、損害賠償請求訴訟 その後、Aさんは、X社とBさ

により、 間継続しています。 就労困難な状況が約9年

判 所 の判

【 Bさんの暴行について

した。 の違法性は明らか」 Bさんの暴行については、 と判断されま 「そ

【 Cさんの発言について 】

ことを認識していたことからすれ ることを控える旨告知されていた 旨の診断を受け、担当医からX社 悪を加える趣旨を含んでおり、C らAさんの生命、身体に対して害 の関係者との面談、仕事の話をす Cさんの発言は、声を荒げなが 「違法である」と判断されま AさんがPTSDである

暴行・Cさんの発言の因果関係Aさんの罹患した病とBさんの

鑑定結果なども踏ま

Cさんによる発言も…その症状に 害を加えようとしているという類 相当因果関係を認めました。 の発言と、Aさんの障害との間に 影響を及ぼしたことは否定し難 性障害発症の端緒となっており、 害に罹患し」たと判断しました。 の被害妄想を焦点とする妄想性障 どが相まって「X社がAさんに危 X社との対立関係が鮮明化するな 体に対して次第に、 Aさんは Cさんとの折衝のもつれを通じ、 あるなか、 そして、「Bさんの暴行が妄想 嫌悪感を感じるようになり」、 Bさんの暴行およびCさん 「担当者ひいてはX社自 Bさんから暴行を受け、 忌避感、 不安

【責任の帰趨

と判断し、 任を負うとしました。 の被った損害全部につい の使用者であることから、 んの発言は共同不法行為に当たる 裁判所は、 X社はBさんとCさん Bさんの暴行とCさ て賠償責 Aさん

病前性格が論じられており…Aさ 妄想性障害は、 なお損害額について、 本人の特徴的な 裁判所は

でしょう。

ことが大切です。

さとう みのり

離婚などの男女トラブル、

ハラスメント問題を中心に として活動する傍ら 独学を貫いた自身の経験を 活かし、勉強法に関する出

版、講演活動なども行なう。

と認められる」とし、損害 としました (素因減額、図)。 0) 的傾向による影響が大きい 持続には、 h 60%を減額するのが相当 の障害の発生およびその (Aさんの) 性格

Dに罹患したとは認めがたい」と

Aさんの性格傾向が

のCさんの発言によりPTS

AさんはBさんの暴行やそ

教訓

\Diamond 冷静な被害者対応を 心がける \Diamond

いえるでしょう。 メントが生じてしまったケースと 者対応のなかで、さらなるハラス 本事案は、ハラスメント後の被害 しば起こりますが 0) 対応が問題となる事案は、しば ハラスメントが生じた後の会社 (連載56回)、

思議ではない状況だったと言える 疾患があるのか疑問を持っても不 議論しており、X社がAさんに対 者に電話をかけ、 られていました。 したり、仕事の話をしたりしては から「医者からX社関係者と面談 けないと言われている」と伝え 一方で、 本事案において、 本当に働けないほどの精神 Aさんは自らX社担当 長時間にわたる議論の 長時間にわたり X社はAさん

素因減額とは?

加害行為によって生じた損害が、 通常生じる程度を超えている

> 被害者の 心因的要素等が寄与

損害の公平な分担のため、 損害を拡大させた 被害者側の過失を斟酌する

となり、当初のハラスメントがも 大きくなってしまいました。 なかでのハラスメントと相まっ たらした損害は、 ており、長期間にわたり就労不能 な疾患である妄想性障害を発症し あったのだろうと思われます。 した背景には、そのような事情も なかで、Cさんから暴言が飛び出 しかし、実際にはAさんはまれ その後の対応の 7

きたしている可能性もあります。 が相まって、 動をしたりすることは多々ありま なったり、 会社としては、 ハラスメント被害者が感情的に 被害に遭ったことや体質など りする従業員にその可能性を 常に冷静な対応を心がける 一見すると理不尽な言 メンタル面に不調を 被害者と直接や

79